

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原 告 宮 部 慎 太 郎
被 告 鳥 取 市

原告第2準備書面

平成25年3月29日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎

第1 被告第1準備書面への反論

1 被告第1準備書面の第2の1、2(P2)によれば、対象地域の住民の資産が同和減免の対象となるという趣旨であるが、平成20年3月市議会議事録(甲12号証)によれば、田中克己総務庁調整監が対象地域の住民であっても対象とならない場合があるとの趣旨の発言をしており、矛盾している。

原告の認識では、これは慣習法として、単に地域を基準とするのではなくて、住民の門地を基準として減免が行われていたと思料する。

2 被告第1準備書面の第3の1(P3)で、原告は地租税制が今なお効力を有するという誤った解釈をしているとの趣旨のことが述べられている。しかし、そもそも明治4年8月28日付太政官布告は「地租其外除蠲ノ仕來」を見直し平等にするのであるから、地租というのはあくまで例示であって、税制全般に及ぶものである。

3 被告第1準備書面の第3の2では、固定資産税等の減免は市長の裁量であるという趣旨のことが述べられている。しかし、地方税法367条は「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とする者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」としており、旧穢多地に対する減免を許すことを明示していない。一方、下味野地区のいわゆる同和減免は、事実上旧穢多地に対する税の減免

であるから、市長の裁量のみならず条例によって行う権限も地方自治体には認められておらず、むしろ明治4年8月28日付太政官布告により禁止されている。

第2 被告に対する求釈明

- 1 被告第1準備書面の第1の2に記載されている減免件数とは減免額は、原告が違法確認を求めている下味野地区だけのものであるのか。そうでなければ、下味野地区の減免件数と減免額を答えられたい。
- 2 平成20年3月市議会議事録(甲12号証)によれば、田中克己総務庁調整監が「属地・属人ということで、2つの条件を兼ねておられる方が減免の対象として減免を行っているというもので、確かに混住地区においては属人でない方というところは出てきますけれども、それは減免の対象とはなりません。」(P3)と述べている。この属地・属人、それぞれの具体的な意味を答えられたい。
- 3 「固定資産税(都市計画税)減免申請書」(甲11号証)の右下には人権福祉センター所長の署名捺印欄があるが、この欄に記載がなければ事実上減免申請書を固定資産税課は受理しなかったのか、人権福祉センター所長は何を基準に署名する判断をしていたのか、それぞれ答えられたい。